

## 特定事業（一時堆積特定事業）許可申請書

年　月　日

(宛先) 松戸市長

### 申請者

住所

氏名

(法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

担当者名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

松戸市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第13条第2項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

特定事業場の位置及び面積	松戸市 番地（他筆） (地番一覧……別紙1のとおり)	・特定事業場の面積 (実測) m <sup>2</sup> ・うち特定事業区域の面積 (実測) m <sup>2</sup>
現場事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置……別添図面のとおり		
現場責任者の氏名及び職名		
特定事業区域の表土の地質の状況……別添のとおり (表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合……別添図面のとおり)		
特定事業に使用される土砂等の搬入、搬出予定量	年間の搬入予定量 m <sup>3</sup> 年間の搬出予定量 m <sup>3</sup> (搬入計画に関する事項) ……別紙2のとおり)	1日平均 m <sup>3</sup> 1日平均 m <sup>3</sup>
特定事業の期間	年　月　日 ☐～年　月　日	
特定事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造……別添図面のとおり		
特定事業に供する施設及び特定事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために設置する施設の構造……別添図面のとおり		
特定事業に使用される土砂等について、土砂等の発生場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置……別添図面のとおり		
関係書類等の縦覧場所		

添 付 書 類	次に掲げる書類及び図面のうち添付してある書類及び図面について、○印を付すること。
	1 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）
	2 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
	3 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
	4 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の住民票の写し
	5 申請者に規則第10条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
	6 申請者が条例第15条第1項第1号力に規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
	7 現場責任者であることを証する書面
	8 特定事業場の位置図及び付近の見取図
	9 特定事業区域の実測求積図
	10 特定事業区域及びその周辺20メートル以上の区域並びに特定事業場の現況平面図及び現況断面図
	11 特定事業区域及び特定事業場の計画平面図及び計画断面図（土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）
	12 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書
	13 特定事業区域及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
	14 特定事業及びその周辺20メートルの土地並びに特定事業場の土地に係る公図の合成図で、それらの土地の所有者名、地目及び地積を記載したもの（特定事業区域及び特定事業場が確認できるものに限る。）
	15 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定検査を行った場合は、当該安定計算を記載した計算書
	16 摊壁又は壁面崩壊防止施設を用いる場合は、当該摊壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
	17 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
	18 特定事業が規則別表第4に掲げる行為に該当する場合は、当該行為に該当することを証する書面
	19 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造の場合は、その構造図
	20 特定事業区域の表土と一時堆積特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合は、特定事業区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
	21 特定事業の施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した特定事業施工計画書
	22 特定事業区域の排水計画図
	23 特定事業に使用される土砂等の搬入経路図
	24 農地転用が必要な場合は、許可申請書の写し
	25 埋蔵文化財の所在の有無に関する書類
	26 特定事業区域内に道路又は水路がある場合は、占用許可書等の写し
	27 特定事業区域の境界が属する土地（道路、河川、水路及び法定外公共物を除く。）の境界並びに特定事業区域内の道路、河川、水路及び法定外公共物の境界における境界確定図の写し
	28 住民説明会報告書
	29 特定事業区域内（特定事業場内）施工同意書
	30 近傍土地所有者承諾書
	31 周辺住民承諾書及び世帯数調査書
	32 町会・自治会承諾書
	33 条例第12条第5項の規定による協定を締結した場合は、協定書の写し
	34 その他市長が必要と認める書類及び図面（）

申請者が条例第15条第1項第1号に規定する未成年者である場合

法定代理人 (個人である場合)				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
(法人である場合)				
	(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地		
役員				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		役職名・呼称		
規則第10条に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		役職名・呼称		

- 備考 1 記載欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

## 申請者が個人である場合

申請者				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所

  

規則第10条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住所
		役職名・呼称		

**備考** 記載欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## 申請者が法人である場合

申請者					
	(ふりがな) 名 称		主たる事務所の所在地		
役員					
	(ふりがな) 氏 名		生年月日 役職名・呼称	性別	住 所
発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者（株主又は出資をしている者がある場合）					
	発行済株式の総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	保有する 株式の数 又は出資 の金額	住 所
				割 合	
規則第10条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）					
	(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	性別	住 所	

- 備考 1 記載欄が不足する場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 2 「役員」欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。

## 別紙1

## 特定事業場及び特定事業区域地番一覧

NO

## 1) 特定事業区域

土地の表示		地 目		面 積		所 有 者		所有権以外の権利等を有する者の住所、氏名		所有者以外の権利の種類
字名	地番	地目(公簿)	現況	地積(公簿)	実測	氏名	住所	氏名	住所	
				m²	m²					
				m²	m²					
				m²	m²					
				m²	m²					
				m²	m²					
				m²	m²					
合計	筆	/	/	m²	m²	/	/	/	/	/

## 2) 特定事業場（特定事業区域を除く）

土地の表示		地 目		面 積		所 有 者		備 考
字名	地番	地目(公簿)	現況	地積(公簿)	実測	氏名	住所	
				m²	m²			
				m²	m²			
				m²	m²			
				m²	m²			
				m²	m²			
				m²	m²			
合計	筆	/	/	m²	m²	/	/	/

## 別紙2

## 特定事業（一時堆積特定事業）に使用される土砂等の搬入計画に関する事項

発生場所・発生元事業者名	搬入計画等					搬出計画等			備考
	予定量 m <sup>3</sup>	最大日量 m <sup>3</sup> /日	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	予定量 m <sup>3</sup>	日平均量 m <sup>3</sup> /日	搬出先特定事業場等	
			↓	↓					
			↓	↓					
			↓	↓					
			↓	↓					
			↓	↓					

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第一の区分を記載すること。